

新規輸送ルート構築支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

総合政策部総合交通課

(趣旨)

第 1 条 県は、長距離物流網の安定的な維持を図るため、予算で定めるところにより、県内発着の海上輸送又は鉄道輸送を活用した新規輸送ルートの構築に取り組む事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表の補助事業者の欄に掲げる要件を満たす者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は、別記様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業完了後も、可能な限り補助対象となった輸送ルートの確立に努めること。
- (2) この補助金による補助事業は、宮崎県総合交通課における他の補助事業(間接補助事業を含む。)と併用することはできないこと。
- (3) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセントを超えない額の増減とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、新規輸送ルート構築支援事業補助金交付請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第 1 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 2 号）

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 6 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数及び様式）

第 11 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る新規輸送ルート構築支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る新規輸送ルート構築支援事業補助金から適用する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

1 補助事業者	新たな輸送ルートの構築に取り組む荷主又は物流事業者であり、次に掲げる要件を満たす者 （１） 県内発着の内航定期航路又は貨物鉄道を利用した計画を策定する者 （２） 定期的な貨物輸送の実現が見込まれる者 （３） モーダルシフトやモーダルコンビネーションなど物流の効率化を目的とする者
2 補助対象経費	【転換貨物】 陸上輸送から県内発着の内航定期航路又は貨物鉄道を利用した輸送に転換する場合に係る運行経費 【新規貨物】 県内発着の内航定期航路又は貨物鉄道の利用により、新規貨物を輸送する場合に係る運行経費 ※ 運行経費には、県内発着の内航定期航路又は貨物鉄道に係る運賃のほか、出荷・受入体制の調整や現地調査に伴う経費など新たな輸送ルートの構築に必要な経費を含む。
3 補助率	1 / 2 以内 ただし、1 計画につき 5 0 万円を上限とする。